

第 2 0 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5 番, 6 番)

開催期日 令和 7 年 2 月 2 7 日

第20回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年2月27日(木) 9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

本日の出席委員

1 番 鈴 木 正 志

2 番 田 村 俊 彦

3 番 田 村 賢 治

4 番 西 川 満

5 番 桂 一 照

6 番 柴 田 貴 浩

7 番 土 門 雅 一

8 番 松 田 とも子

10 番 長 尾 卓 也

11 番 川 崎 浩 彦

13 番 寺 雅 彦

14 番 吉 田 義 弘

15 番 吉 尾 由美子

16 番 大 櫛 和 矢

17 番 塚 本 政 紀

18 番 鳥 村 正 行

本日の欠席委員

12 番 木 下 等 嗣

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 藤 澤 祐 之

〃 事務局 主査 清 藤 大 亮

〃 事務局 員 山 下 倅 生

〃 事務局 員 成 田 卓 朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1	会議録署名委員の指名	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 28 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 29 号	農地の使用貸借の解約の通知について
6	議案第 100 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 101 号	農用地利用集積計画（案）について
8	議案第 102 号	農地のあっせんについて
9	議案第 103 号	地域計画における目標地図の素案の提出について
10	農業団体等報告事項	

（局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第 20 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、欠席委員 1 名、木下委員から欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

総会前の運営委員会についてありがとうございました。また、総会後には農地部会、農政部会も予定しております。予定の詰まった一日ではございますが、よろしくお願いします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、5 番桂委員、6 番柴田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日いたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2 月 12 日に中部地区農地流動化推進委員会が開催され、鳥田村俊彦委員長他 6 名が参加しております。13 日に南部地区農地流動化推進委員会が開催され、長尾委員長他 3 名が参加しております。14 日に北部地区農地流動化推進委員会が開催され、寺委員長他 3 名が参加しております。。21 日に令和 6 年度第 3 回一般社団法人栗山町農業振興公社評議員会と令和 6 年度第 2 回栗山町農業教育振興会が開催され、いずれも鳥村会長が出席しております。27 日、本日総会開催前に第 10 回運営委員会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 28 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 28 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、17 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 ○○町○○215 番地 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町○○4 丁目 24 番地 35 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。対象農地につきましては、○○354 番地 地目については公簿、現況ともに畑、面積 8,744 m²外 2 筆。全筆畑でございまして、3 筆合計 13,092 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑 ○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、柴田委員、西川委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 ○○町○○215 番地 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○377 番地 6 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。対象農地につきましては、○○373 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 21,415 m²外 3 筆。全筆畑で、4 筆合計 24,155 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑 ○○○○○○円、面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、柴田委員、西川委員でございます。

番号 3 申出者住所・氏名 栗山町字○○150 番地 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○338 番地 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。対象農地につきましては、○○157 番地 1 の内 地目については公簿、現況ともに畑、面積 22,270 m²外 8 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 19,061 m²、畑 2 筆 24,919 m²、雑種地 1 筆 428 m²、池沼 1 筆 4,493 m²、9 筆合計 48,901 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 雑種地 ○○○○○○円 池沼 ○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 栗山町字○○150 番地 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○35 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、成立年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。対象農地につきましては、○○179 番地 16 地目については公簿がため池、現況が池沼、面積 2,192 m²外 3 筆。内訳につきましては、田が 2 筆 17,188 m²、畑 1 筆 9,847 m²、池沼 1 筆 2,192 m²、4 筆合計 29,227 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 畑○○○○○○円 池沼 ○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号 5 申出者住所・氏名 栗山町字○○238 番地 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○61 番地 4 ○○○○、成立年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。対象農地につきましては、○○733 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 4,632 m²外 13 筆。内訳につきましては、田が 8 筆 37,156 m²、畑 4 筆 4,047.59 m²、用悪水路 2 筆 533 m²、14 筆合計 41,736.59 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 畑 ○○○○○○円 用悪水路 ○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号 6 申出者住所・氏名 栗山町字○○51 番地 42 ○○○○、相手方住所・氏名 栗山町字○○730

番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 12 日でございます。対象農地につきましては、〇〇238 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 612 m²外 14 筆。内訳につきまして、田が 9 筆 43,668.61 m²、畑 4 筆 1,417 m²、雑種地 2 筆 687.29 m²、15 筆合計 45,772.90 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、寺委員でございます。

番号 7 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇207 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇208 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 8,347 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号 8 申出者住所・氏名 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇205 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 3,363 m²外 1 筆。全筆田でございまして、2 筆合計 17,066 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号 9 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇209 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 1,613 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 2,753 m²。 売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号 10 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇68 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇65 番地 2 地目については公簿、現況ともに畑、面積 1,608 m²外 7 筆でございます。全筆畑でございまして、8 筆合計 27,711.23 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、

田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号 11 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇226 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 7,111 m²。 売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号 12 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇68 番地 〇〇〇〇有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇137 番地 4 地目については公簿、現況ともに畑、面積 344 m²外 2 筆でございます。全筆畑でございまして、3 筆合計 1,194 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村賢治委員、田村俊彦委員でございます。

番号 13 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇360 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇312 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇321 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 11,363 m²外 5 筆でございます。内訳につきましては、田 5 筆 21,270 m²、畑 1 筆 5,408 m²、6 筆合計 26,678 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 14 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇284 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇312 番地 1 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇95 番地 12 地目については公簿、現況ともに田、面積 6,271 m²外 12 筆でございます。内訳につきましては、田 12 筆 62,425 m²、畑 1 筆 3,838 m²、13 筆合計 66,263 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 15 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇4 丁目 2 番 5 号 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇36 番地 4 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。対象農地につきましては、〇〇34 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 1,779 m²外 1 筆でございます。全筆畑でございまして、

て、2筆合計 3,915 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 16 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇112 番地 7Ⅱ 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇147 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 7 日でございます。対象農地につきましては、〇〇786 番地 地目については公簿、現況ともに田、面積 4,121 m²外 9 筆でございます。内訳につきましては、田が 9 筆 50,803 m²、畑が 1 筆 6,227 m²、10 筆合計 57,030 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。

番号 17 申出者住所・氏名 栗山町〇〇4 丁目 25 番地 10 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町〇〇4 丁目 66 番地 24 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 2 月 12 日でございます。対象農地につきましては、〇〇144 番地 1 地目については公簿、現況ともに田、面積 9,490 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、吉田委員、寺委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 報告第 29 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 29 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 〇〇80 番地 3 地目につきましては公簿が畑、現況が田、面積 20,026 m²外 6 筆。内訳につきましては、田が 5 筆 34,904 m²、畑が 2 筆 4,963 m²、7 筆合計 39,867 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 4 年 1 月 30 日、契約期間 令和 4 年 1 月 30 日から令和 14 年 1 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 18 日でございます。賃貸者 栗山町字

〇〇763 番地 1 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇763 番地 1 〇〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 議案第 100 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 100 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今月は、6 件でございます。

番号 1 所在 〇〇320 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 9,352 m²外 3 筆。全筆田でございまして、4 筆合計 32,071 m²でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 5 年年 1 月 31 日、契約期間 令和 5 年 1 月 31 日から令和 14 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 10 日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇14 番地 6 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇18 番地 6 となっております。

番号 2 所在 〇〇188 番地 3 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 935 m²外 5 筆。内訳につきまして、田が 4 筆 36,404 m²、畑が 2 筆 945 m²、6 筆合計で 37,349 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 30 年 1 月 31 日、契約期間 平成 30 年 1 月 31 日から令和 9 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 12 日でございます。賃貸人 栗山町字〇〇170 番地 2 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字〇〇147 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇となっております。

番号 3 所在 〇〇769 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 29,293 m²外 1 筆。全筆田でございまして、2 筆合計 34,829 m²でございます。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 6 年 11 月 30 日、契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 12 日でございます。賃貸人 〇〇市〇〇区〇〇20 丁目 5 番地 3 〇〇〇〇、賃借人 栗

山町字〇〇752 番地 〇〇〇〇となっております。

番号 4 所在 〇〇63 番地 6 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 10,145 m²外 3 筆。内訳につきましては、田が 1 筆 5,189 m²、畑 3 筆 18,612 m²、4 筆合計 23,801 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 30 年 11 月 30 日、契約期間 平成 30 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 17 日でございます。賃貸人 栗山町字 〇〇8 番地 56 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇47 番地 〇〇〇〇となっております。

番号 5 所在 〇〇44 番地 17 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 25,347 m²。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 平成 30 年 11 月 30 日、契約期間 平成 30 年 11 月 30 日から令和 10 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 17 日でございます。賃貸人 栗山町字 〇〇8 番地 56 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇35 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇となっております。

番号 6 所在 〇〇13 番地 4 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 9,514 m²外 4 筆。全筆畑でございまして 5 筆合計 15,084 m²でございます。利用状況については普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 2 年 2 月 28 日、契約期間 令和 2 年 2 月 28 日から令和 11 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 2 月 17 日でございます。賃貸人 栗山町字 〇〇8 番地 56 〇〇〇〇、賃借人 栗山町字 〇〇98 番地 〇〇〇〇となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 100 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 95 号は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 101 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 101 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、

賃貸借 1 件、所有権移転 18 件、使用貸借 1 件、合計 20 件でございます。

整理番号 6 所 100-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 24 番地 35 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇町〇〇215 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇354 番地 現況地目 畑、面積 8,744 m²外 2 筆でございます。全筆畑でございまして、3 筆合計 13,092 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 100-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇377 番地 6 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇町〇〇215 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇373 番地 1 現況地目 畑、面積 21,415 m²外 3 筆でございます。全筆畑でございまして、4 筆合計 24,155 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 4 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 101-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇150 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇157 番地 1 の内 現況地目 畑、面積 22,270 m²外 8 筆でございます。内訳につきまして、田が 4 筆 19,061 m²、畑が 2 筆 24,919 m²、雑種地 1 筆 428 m²、池沼 2 筆 4,493 m²、9 筆合計 48,901 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円、

畑 〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇円、池沼 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 101-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇35 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇150 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇179 番地 16 現況地目 池沼、面積 2,192 m²外 3 筆でございます。内訳につきまして、田が 2 筆 17,188 m²、畑が 1 筆 9,847 m²、池沼 1 筆 2,192 m²、4 筆合計 29,277 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇〇円、池沼 〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 102-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇61 番地 4 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇238 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 4 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇733 番地 1 現況地目 田、面積 4,632 m²外 13 筆でございます。内訳につきまして、田が 8 筆 37,156 m²、畑が 4 筆 4,047.59 m²、用悪水路 2 筆 533 m²、14 筆合計 41,736.59 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇〇円、田 〇〇〇〇〇〇〇円、田 〇〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇〇円、用悪水路 〇〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 2 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 103-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇909 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇4 丁目 8 番 3-606 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 5 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇1118 番地 現況地目 畑、面積 16,088 m²外 2 筆でございます。内訳につきまして、田が 2 筆 19,923 m²、畑が 1 筆 269 m²、3 筆合計 20,192 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 7 年 2 月 28 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 9 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 104-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇51 番地 42 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 12 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇238 番地 1 現況地目 畑、面積 612 m²外 14 筆でございます。内訳につきまして、田が 9 筆 43,668.61 m²、畑が 4 筆 1,417 m²、雑種地 2 筆 687.29 m²、15 筆合計 45,772.90 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円、雑種地 〇〇〇〇〇〇円。それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 105-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇207 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇208 番地 1 現況地目 田、面積 8,347 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口

座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 106-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇205 番地 1 現況地目 田、面積 3,363 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 17,066 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 107-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇209 番地 1 現況地目 田、面積 1,613 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 2,753 m²でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 107-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇68 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇65 番地 2 現況地目 畑、面積 1,608

㎡外 7 筆でございます。全筆畑でございます、8 筆合計 27,711.23 ㎡でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 108-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇592 番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇226 番地 1 現況地目 田、面積 7,111 ㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、構成員は男 1 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 108-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇68 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇141 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇137 番地 4 現況地目 畑、面積 344 ㎡外 2 筆でございます。全筆畑でございます、3 筆合計 1,194 ㎡でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 109-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇312 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇360 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇321 番地 1 現況地目 田、面積 11,363 m²外 5 筆でございます。内訳につきまして、田が 5 筆 21,270 m²、畑が 1 筆 5,408 m²、6 筆合計 26,678 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・玉葱で、世帯員は男 5 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 110-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇312 番地 1 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇284 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇95 番地 12 現況地目 田、面積 6,271 m²外 12 筆でございます。内訳につきまして、田が 12 筆 62,425 m²、畑が 1 筆 3,838 m²、13 筆合計 66,263 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・玉葱で、世帯員は男 5 人、女 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 111-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 4 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇4 丁目 2 番 5 号 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 2 月 6 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇34 番地 1 現況地目 畑、面積 1,779 m²外 1 筆でございます。全筆畑でございまして、2 筆合計 3,915 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 8 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につき

ましては、主な経営作物は玉葱で、世帯員は男2人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6使112-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇68番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇141番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年2月6日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇138番地1の内 現況地目 畑、面積12,491㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が使用貸借 契約期間 令和7年2月28日から令和8年2月28日までの1年となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男2人、女2人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所113-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇147番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇112番7Ⅱ 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年2月7日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇786番地 現況地目 田、面積4,121㎡外9筆でございます。内訳につきまして、田が9筆50,803㎡、1筆6,227㎡、10筆合計57,030㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年2月28日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所114-1 所有権の移転を受ける者 栗山町〇〇4丁目66番地24 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇4丁目25番地10 〇〇〇〇、申出年月日は令和7年2月12日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇144番地1 現況地目 田、面積9,490㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和7年2月28日 対価につきましては、10アールあたり 田 〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻で、世帯員は男1人、女1人

で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 115-1 所有権の移転を受ける者 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○ 理事長○○○○、所有権を移転する者 ○○市○○区○○9 丁目 2 番地 45 ○○○○、○○市○○1 丁目 9 番地 ○○○○、○○県○○市○○7 番地 3-214 号 ○○○○。申出年月日は令和 7 年 2 月 18 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○630 番地 1 現況地目 田、面積 606 m²外 11 筆でございます。内訳につきまして、田が 11 筆 86,215 m²、畑 1 筆 1,330 m²、12 筆合計 87,545 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 7 年 2 月 28 日 対価につきましては、10 アールあたり 田 ○○○○○○円、畑 ○○○○○○円。それぞれ面積を乗じまして合計○○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 3 月 28 日となっております。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 1 件・所有権移転 18 件、使用貸借 1 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

整理番号 6 所 100-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 100-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 100-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 100-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 100-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 100-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 101-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 101-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 101-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 101-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 101-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 101-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 102-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 102-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 102-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 103-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 103-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 103-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 104-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 104-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 104-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 105-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 105-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 105-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 106-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 106-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 106-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 107-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 107-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 107-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 107-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 107-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 107-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 108-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 108-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 108-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 108-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 108-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 108-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 109-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 109-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 109-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 110-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 110-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 110-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 111-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 111-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 111-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 112-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 112-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 112-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 113-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 113-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 113-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 114-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 114-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 114-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 115-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 115-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 115-1 は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 102 号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案 102 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 6 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇14 番 6 〇〇〇〇 申出年月日 令和 7 年 2 月 10 日 申出地所在 〇〇320 番地 1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積 9,352 m²外 3 筆。全筆田でございます、4 筆合計 32,071 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として大櫛委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、長尾委員、大櫛委員よろしくお願

します。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇170 番地2 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年2月12日 申出地所在 〇〇188 番地3、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積935㎡外6筆。内訳につきまして、田が4筆36,404㎡、畑が3筆2,564.48㎡、7筆合計38,968.48㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、塚本代理よろしくお願いします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇20丁目5番地3 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年2月12日 申出地所在 〇〇769 番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積29,293㎡外1筆でございます。全筆田でございます、2筆合計34,829㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、塚本代理、寺委員よろしくお願ひします。

続いて番号4について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇8番地56 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年2月17日 申出地所在 〇〇13番地4、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積9,514㎡外9筆でございます。内訳につきましては、田が1筆5,189㎡、畑が9筆59,043㎡、10筆合計64,232㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(13 番 寺)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の

あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○
○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として吉
田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4はあっせんを可といたしますので、寺委員、吉田委員よろしくお願いし
ます。

続いて番号5について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町字○○763 番地1 ○○○○ 申出年月日 令和7年2月18日 申
出地所在 ○○291 番地1、地目につきましては、公募が畑、現況が田、面積20,026㎡外7筆でござい
ます。内訳につきましては、田が5筆34,904㎡、畑が2筆4,963㎡、池沼が1筆1,392㎡、8筆合計41,259
㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1番 鈴木)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の
あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○
○○さん、○○○○さん 第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせ
ん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5はあっせんを可といたしますので、鈴木委員、長尾委員よろしくお願いします。

続いて番号6について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇989番地8 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年2月18日 申出地所在 〇〇989番地2、地目につきましては、公募現況ともに畑、面積18,368㎡外4筆でございます。内訳につきましては、田が3筆14,798㎡、畑が2筆20,212㎡、5筆合計35,010㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(10番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6はあっせんを可といたしますので、長尾委員、大櫛委員よろしくお願いします。

日程9番 議案第103号「地域計画における目標地図の素案の提出について」事務局の説明をお願いし

ます。

(事務局)

議案第 103 号 地域計画における目標地図の素案の提出について 地域計画における目標地図について、別紙のとおり町へ提出するため意見をを諮う。

お手元の別紙資料に記載されている目標地図の素案につきまして、経営者の経営面積拡大等の意向を基に色分けしております。緑が規模拡大意向。青が現状維持意向。黄色が規模縮小意向となっております。そのうち、斜線有のものについては後継者有。斜線無のものが後継者無となっております。

目標地図付表につきまして、農地所有者の一覧を掲載しておりますが、公表時にはすべて個人名を伏せて公表する形となります。なお、国・道等の公的機関が所有している農地については除外しております。以上です。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

議案第 103 号について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

議案第 103 号について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって議案第 103 号は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 3 月 27 日木曜日 9 時 30 分から、現地調査につきましては 3 月 19 日木曜日 9 時 30 分から 第 2 班 鈴木委員、柴田委員、寺委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(11 時 00 分 終了)